

令和6（2024）年度「市長への手紙」年報（概要）

令和6（2024）年度に受け付けた「市長への手紙」の受理・回答状況等は次のとおりです。

1 受理状況

令和5（2023）年度と比較すると、手紙・FAXが244通増加、メールが203通減少、合計で41通増加しました。

| | 受付通数 | | | | 内容別件数（※） | | | |
|--------|-----------------|-----------------|------|--------|-----------------|-----------------|------|--------|
| | 令和6 (2024)年度 | 令和5 (2023)年度 | 対前年度 | | 令和6 (2024)年度 | 令和5 (2023)年度 | 対前年度 | |
| | | | 増減数 | 比率 | | | 増減数 | 比率 |
| 手紙・FAX | 750 | 506 | 244 | 148.2% | 1,442 | 1,021 | 421 | 141.2% |
| メール | 1,410 | 1,613 | ▲203 | 87.4% | 2,341 | 3,128 | ▲787 | 74.8% |
| 合計 | 2,160 | 2,119 | 41 | 101.9% | 3,783 | 4,149 | ▲366 | 91.2% |

※内容別件数は、同じ手紙の中で内容が複数の部署に関係する場合、部署ごとに1件と数えているものです。

(1) 局本部（室） 区別受理状況（内容別件数）

上位3局で、全体の35.2%を占めています。

1位 建設緑政局（572件）、2位 教育委員会事務局（401件）、3位 健康福祉局（359件）、4位 市民文化局（320件）、5位 まちづくり局（279件）、こども未来局（279件）の順となっています。

(2) 意見の種類

内容別件数3,783件のうち、主なものとして、要望が61.2%（2,314件）、苦情が21.3%（806件）、提案が4.9%（186件）となっています。

(3) テーマ分類及び主な内容（内容別件数）

| | | | |
|----|---------|------|--|
| 1位 | 公園 | 333件 | 等々力緑地再編整備に関する意見 |
| 2位 | 子育て支援 | 222件 | 保育料の減額や子育て世帯への支援の拡充に関する要望 希望する保育所に入園できないという苦情 |
| 3位 | 学校教育 | 150件 | 教育費や給食費の無償化に関する要望 |
| 4位 | 障害者 | 124件 | 障害者への支援拡充や支援事業の改善に関する要望 |
| 5位 | 交通安全・防犯 | 118件 | ながらスマホや自転車の危険運転等の取締りに関する要望 |

(4) 性別・年代別

性別 男性：673人、女性：603人、不明：884人

年代別 1位：40代、2位：50代、3位：30代（不明を除く。）

2 回答状況

内容別件数 3,783 件のうち、主な処理結果として、「要望等に対応した意見、施策や事業に反映した意見」が 31.4% (1,187 件)、「意見の趣旨を施策や事業の参考とした意見」が 58.4% (2,209 件) となっています。

なお、御意見を施策等に反映した案件や取組を進めた案件のうち主な事例は次のとおりです。

【御意見を施策等に反映した案件や取組を進めた案件のうち主な事例】

| |
|---|
| ① テニスコートのキャンセル規定について |
| <p>現在では気温が 35 度を超えても、熱中症警戒アラートが発表されても無料キャンセルは出来ない。気温33度 (温度はお任せします) あるいは熱中症アラート発令時は無料でキャンセル出来るように変更してほしい。</p> <p>→対応：市民の皆様から多くの御意見が寄せられていたことから、テニスコートを含む運動施設における猛暑時のキャンセルの取り扱いについて検討し、令和 6 年 7 月 1 日から 10 月 23 日までの期間について、以下のいずれかの条件を満たしている場合、利用日前日から利用時間までにキャンセルの申し出があった際は、施設利用料をいただかない運用に見直しました。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 「熱中症警戒アラート」又は「熱中症特別警戒アラート」が施設利用日に神奈川県で発表されている場合(2) 利用日前日又は当日に発表された暑さ指数観測地点「横浜」における利用日の暑さ指数予測値が31度以上、又は利用日当日の暑さ指数実況値が31度以上 |
| ② ウィッグ助成金について |
| <p>がん治療時のウィッグ購入費を助成してほしい。</p> <p>→対応：傷病の治療等による外見の変化を補う目的で、令和7年4月1日以降に購入又はレンタル開始したウィッグ類や胸部補整具・エピテーゼ類を対象として費用を助成することになりました。申請受付は令和 7 年 6 月 1 日から開始しています。</p> |
| ③ 生田緑地内の車の乗り入れについて |
| <p>生田緑地内では車の乗り入れが禁止されていますが、緑地内にある青少年科学館は駐車場から離れているうえに坂道があり、お年寄りや車椅子を利用している方にとっては厳しいので、車の乗り入れを可能にほしい。</p> <p>→対応：青少年科学館への車両の乗り入れについては、生田緑地内は小さいお子様も多く、事故防止の観点から介助者がいる場合は車両の乗り入れをお断りしていましたが、いただいた御意見を踏まえ、令和 6 年 5 月にお身体の不自由な方がいらっしゃる場合など、事前に御相談いただければ、送迎のための車両の乗り入れを可能とし、その旨をホームページでも掲載いたしました。</p> |
| ④ 富士見相撲場の土俵の水捌けについて |
| <p>富士見相撲場は令和 6 年 4 月に新しくなってまだ 2 か月しか経っていませんが、土俵下の水捌けが悪く、土俵周りはコンクリートが剥き出しになっている箇所があるので、安全に使える場所にしてほしい。</p> <p>→対応：相撲場の土俵周りについては、コンクリート固めではなく土を使用しており、水に当たると粘土状になる性質上、雨天時などに軒先から落ちる水滴によって、削られた箇所が乾燥し硬い状態となっていました。令和 6 年 6 月に新たに土を補充し復旧しました。また、直接雨などが当たらないようシート等で覆う対策を実施することにしました。</p> |